

表 4-8 土壌汚染対策法に基づく区域指定

(令和3年12月1日現在)

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域	H18.11.1	福井市坂下町7字向棚田6番地ほかの一部	5,393	第3条	1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン ジクロロメタン テトラクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン ベンゼン
形質変更時 要届出区域	H22.11.29	鯖江市御幸町1丁目216-3、216-4の各一部	64	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H23.10.21	敦賀市鉄輪町1丁目6番8および6番63の各一部	174.3	第4条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H25.10.11 H26.9.26 (一部追加)	大飯郡高浜町菌部41字中奥田2番2、15番、16番、17番、18番、19番1、42字水泓2番1、3番1、4番1および5番1	9,516.43	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H25.12.13	勝山市村岡町三谷32字11-1および11-5の各一部	111.9	第4条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26.6.6	大飯郡高浜町宮崎64字草無7番1、8番1、9番	2,710.96	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H26.7.18	大飯郡高浜町宮崎86号16番1、16番地5、23番地2、23番地5、23番地6、26番地2、37番地1の一部、59番地1	7,650	第4条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27.10.19 H31.2.28 (一部解除)	福井市文京4丁目2301-1、2301-2、2302-1、2302-2、2303、2327の各一部	400	第3条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H27.11.18	福井市松本1丁目239番	312.97	第3条	六価クロム化合物 シアン化合物 ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.6.8	鯖江市神中町2丁目501番9の一部	200	第3条	ふっ素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.6.8	鯖江市神中町2丁目501番25の一部	538	第14条	六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H28.7.27	福井市花堂東1丁目101番地の一部	400	第14条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	H29.7.4	三方上中郡若狭町鳥浜55号渡川34番1、34番2、34番3、35番、36番、37番、62番、79番	3585.42	第4条	砒素及びその化合物

区域	指定年月日	所在地	面積(m ²)	調査契機	特定有害物質の種類
形質変更時 要届出区域*	H29. 11. 17 H30. 11. 16 (一部追加)	敦賀市若泉町22番の一部、24番、25番の一部、30番、31番、36番、37番の一部、39番の一部、43番の一部、44番の一部、45番の一部、46番の一部、47番の一部、51番の一部、57番の一部、58番の一部および59番の一部	4638. 14	第 14 条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、17号千軒1番4および8号伊原1番18の各一部	443. 99	第 3 条	鉛及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R1. 11. 8	大飯郡高浜町菌部40字西奥田1番1の一部、2番1の一部、3番1、4番1、5番1、6番1、7番1、8番1、9番1、10番1、11番1、12番1、13番1、14番1、15番1、16番1、17番1、18番1、19番1および20番1	18, 801	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 3. 27	大飯郡高浜町宮崎50字南祢端13番の一部、51字中橋1番2、2番2、3番2、4番1、7番、7番地先道路敷、8番、9番、10番1、10番3の一部、12番1の一部、15番、16番の一部、17番の一部、17番地先道路敷の一部、18番の一部、18番地先道路敷の一部	5, 370. 21	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R2. 5. 12	大飯郡高浜町宮崎49字北祢端1番1の一部、1番6、2番1の一部、2番5、3番1の一部、4番1の一部、4番5、5番1の一部、5番2の一部、14番1の一部、15番1の一部、15番2の一部、16番1の一部、17番1の一部、29番1の一部、30番の一部、35番の一部、4番1地先道の一部、15番2地先道の一部	1, 836. 26	第 4 条	砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R2. 8. 11	敦賀市泉165号唐子崎6番3ならびに敦賀市泉165号唐子崎6番2、6番5、9番3、11番および12番の2の各一部	4983. 3	第 14 条	鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R3. 3. 9	敦賀市若泉町3番、674番2および676番2の各一部、敦賀市津内59号四町田東2番1、26番および27番の各一部、敦賀市津内74号深川10番および18番の各一部	13, 464	第 4 条	六価クロム化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域	R3. 3. 23	敦賀市若泉町3番の一部	2, 366	第 14 条	鉛及びその化合物 砒素及びその化合物
形質変更時 要届出区域*	R3. 9. 14	大飯郡高浜町宮崎63字東丁田2番1、3番1、4番1の一部、22番1、23番1	4059. 35	第 4 条	砒素及びその化合物
要措置区域	H30. 8. 31	小浜市駅前町11号称丸1番6、12号流田1番24、13号柳原1番21、14号茶木1番17および17号千軒1番4の各一部	2217. 88	第 3 条	クロロエチレン 1, 1, 1-トリクロロエタン トリクロロエチレン ほう素及びその化合物

(注) *: 自然由来特例区域

(資料: 環境政策課)